

# 農業集落排水事業元利償還金 助成交付金交付要綱

平成 5年11月12日  
最終改正 令和 4年 1月 13日

(趣旨)

第1条 知事は、奈良県土地改良事業補助金交付要綱別表のⅢ-1及び地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第3号に基づく農業集落排水事業（以下「事業」という。）を行う市町村に対し、この要綱の定めるところにより、当該事業に係る起債等の償還財源として農業集落排水事業元利償還金助成交付金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(助成対象経費、交付額及び交付期間)

第2条 助成の対象となる経費、交付額及び交付期間は、次のとおりとする。

- (1) 助成対象経費 事業に要する国庫補助対象事業費（事務費を除く。）
- (2) 交付額及び交付期間 1年度につき、当該年度事業費（事務費を除く。）の1.0%の額を事業実施の翌年度から10年間にわたり交付する。ただし、平成16年度以前採択地区については、次のとおりとする。
  - ア 平成16年度以降の各年度事業費の1.5%の額を翌年度から10年間にわたり交付する。
  - イ 平成12年度から平成15年度の各年度事業費に対する平成17年度以降の各年度の助成額は、各年度事業費の15%に相当する額から、平成16年度末までに交付した額を控除した残額について、各年度事業費の1.5%の額を交付するものとする。

(助成金の交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする者は、農業集落排水事業元利償還金助成交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 助成金明細書（第3号様式）
- (2) 助成金算定明細書（第4号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(検査及び是正措置)

第4条 知事は、前条の書類を受理したときは、速やかに検査を行うものとする。この場合において、申請の内容が基準又は条件に適合していないときは、基準又は条件に適合させるよう指示することがある。

(助成金の交付決定)

第5条 知事は、前条の規定による検査を行った場合において適当と認めるときは、その申請者に対し、補助金の交付を決定し、書面により通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 知事は、補助の交付決定を受けた者から助成金交付請求書（第2号様式）が提出された場合において適当と認めるときは、助成金を交付する。

(管理等)

第7条 助成金の交付を受けた市町村等は、当該助成金を公債管理基金等に積み立て、集落排水管理特別会計への繰出金に充当し、適切な運用に努めなければならない。

附 則

- 1 本要綱は、平成5年度事業の助成金から適用する。
- 2 奈良県土地改良事業補助金交付要綱別表Ⅱ-6の一部を次のように改正する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行し、改正後の要綱は、平成9年度分の助成金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年3月25日から施行し、改正後の要綱は、平成17年分の助成金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月30日から施行し、平成23年分の助成金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年1月13日から施行し、令和3年分の助成金から適用する。